本号で公布された法令のあらまし

◇**総合法律支援法の一部を改正する法律**（法律第一九号）（法務省）

1　犯罪被害者等支援弁護士制度の創設

㈠又は㈡に掲げる被害者等であって、当該被害に係る刑事手続への適切な関与又は損害若しくは苦痛の回復若しくは軽減を図るための訴訟その他の手続の準備及び追行に必要な費用の支払によりその生活の維持が困難となるおそれがあるものを包括的かつ継続的に援助するため、必要な法律相談を実施すること及び契約弁護士等に必要な法律事務等を取り扱わせることとした。（第三〇条第一項第九号関係）

㈠　(1)又は(2)に掲げる罪等の被害者等

(1)　故意の犯罪行為により人を死亡させた罪

(2)　不同意わいせつの罪、不同意性交等の罪等

㈡　人の生命又は心身に被害を及ぼす罪として政令で定めるものの犯罪行為により被害者が政令で定める程度の被害を受けた場合における当該犯罪行為の被害者等

2　業務方法書の記載事項

日本司法支援センターが1の業務開始の際に作成する業務方法書に記載すべき事項について所要の規定を設けることとした。（第三四条第二項第四号関係）

3　経過措置等

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこととした。（附則第二項～第五項関係）

4　施行期日

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

――――――――――

◇**日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律**（法律第二〇号）（総務省）

1　定義に関する規定の整備

日本電信電話株式会社の定義を東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社がそれぞれ発行する株式の総数を保有し、これらの株式会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図ること並びに電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うことを目的とする株式会社であること等とするとともに、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の定義を地域電気通信事業を経営することを目的とする株式会社であること等とすることとした。（第一条の二関係）

2　電気通信技術に関する研究に係る責務に関する規定の整備

日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「日本電信電話株式会社等」という。）の電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及の責務を廃止することとした。（第三条関係）

3　商号の変更に関する規定の整備

㈠　日本電信電話株式会社等がそれぞれその商号の変更をすることができることとした。（第八条関係）

㈡　日本電信電話株式会社等の商号の変更に係る定款の変更の決議について、総務大臣の認可を不要とすることとした。（第一一条第一項関係）

4　取締役及び監査役に関する規定の整備

㈠　日本の国籍を有しない人が、日本電信電話株式会社等の代表取締役となることができないこととするとともに、それぞれその取締役又は監査役の三分の一以上を占めることとなってはならないこととすることとした。（第一〇条第一項及び第二項関係）

㈡　日本電信電話株式会社の取締役及び監査役の選任及び解任の決議について総務大臣の認可を不要とするとともに、日本電信電話株式会社は、その代表取締役、取締役又は監査役が就任し、又は退任したときは、総務省令で定めるところにより、氏名及び住所等を総務大臣に届け出なければならないこととすることとした。（第一〇条第三項関係）

5　剰余金の処分の決議に係る認可に関する規定の整備

日本電信電話株式会社の剰余金の処分の決議について、総務大臣の認可を不要とすることとした。（第一一条第一項関係）

6　この法律は、公布の日の翌日から施行することとした。

――――――――――

◇**生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律**（法律第二一号）（厚生労働省）

一　生活困窮者自立支援法の一部改正関係

1　居住支援の強化

㈠　生活困窮者自立相談支援事業において、居住に関する相談支援等を行うことを明確化することとした。（第三条第二項関係）

㈡　生活困窮者住居確保給付金の対象者について、収入が著しく減少したと認められるものとして厚生労働省令で定める事由により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となった者であって、家計を改善するため新たな住居を確保する必要があると認められるものを追加することとした。（第三条第三項関係）

㈢　生活困窮者一時生活支援事業の名称を生活困窮者居住支援事業に改め、都道府県等は、同事業のうち必要があると認めるものを行うように努めるものとした。（第三条第六項及び第七条第一項関係）

2　就労準備支援及び家計改善支援の強化等

㈠　生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業並びに生活困窮者居住支援事業の一部の事業の対象に、生活保護法に規定する特定被保護者（以下「特定被保護者」という。）を追加することとした。（第三条第四項～第六項関係）

㈡　都道府県等は、生活困窮者就労準備支援事業又は生活困窮者家計改善支援事業を行うに当たっては、政令で定める方法により、これらの事業及び生活困窮者自立相談支援事業を一体的に行う体制を確保し、効果的かつ効率的に行うものとした。（第七条第四項関係）

㈢　厚生労働大臣は、生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者家計改善支援事業及び生活困窮者居住支援事業の全国的な実施及び支援の質の向上を図る観点から、これらの事業の実施に必要な体制の整備に関する指針を公表するものとした。（第七条第六項関係）

㈣　生活困窮者家計改善支援事業の国庫補助率を二分の一から三分の二に引き上げることとした。（第一二条及び第一三条関係）

3　関係機関等の連携強化等

㈠　都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業等を行うに当たっては、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第四二条各号に掲げる業務及び児童福祉法に規定する児童育成支援拠点事業との連携を図るように努めるものとした。（第七条第五項関係）

㈡　都道府県等は、関係機関及び民間団体との緊密な連携を図りつつ、支援会議の開催、地域住民相互の交流を行う拠点との連携及び訪問その他の地域の実情に応じた方法により、生活困窮者の状況を把握するように努めるものとした。（第八条第一項関係）

㈢　都道府県等は、支援会議を組織するように努めるものとするとともに、支援会議は、生活保護法に規定する調整会議又は社会福祉法に規定する支援会議と相互に連携を図るように努めるものとした。（第九条第一項及び第五項関係）

二　生活保護法の一部改正関係

1　被保護者に対する支援に関係する機関等の連携強化等

㈠　保護の実施機関は、被保護者に対する支援に関する業務を行う関係機関、保護の実施機関から被保護者就労支援事業等の委託を受けた者、当該支援に関係する団体、当該支援に関係する職務に従事する者その他の被保護者に対する支援に関係する者として保護の実施機関が認めたものにより構成される調整会議を組織することができるものとした。（第二七条の三第一項関係）

㈡　調整会議は、生活困窮者自立支援法に規定する支援会議又は社会福祉法に規定する支援会議と相互に連携を図るよう努めるものとした。（第二七条の三第五項関係）

㈢　調整会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとした。（第二七条の三第六項関係）